

計画主体名	北大沼水道組合		
計画期間 実施期間	平成28年度～平成30年度 平成28年度～平成30年度	総事業費(交付金)	7,440千円 (3,720千円)

## 1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		生活環境の整備を図り、安心して暮らせる環境づくりを行うことで定住促進に寄与し、基本方針に適合すると判断できる。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか		農村の生活環境改善を図り転入人口の増加につながる計画となっている。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		富良野市農業及び農村基本条例における基本理念に沿った計画となっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		地域の喫緊の課題となっており、住民の合意が得られた計画となっている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		
事業の推進体制は確立されているか		地域農業者が主体となった組合で、市上下水道課と連携し実施する。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		生活環境を整備したうえでの定住促進に向けた取り組みとなっているので整合性は図られている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか。		地方版総合戦略に掲げる「しごと」をつくる戦略でもある農業担い手の育成確保の観点からも整合性が取れている。
計画期間・実施期間は適切か		計画及び実施期間は3年以内となっており、要領別紙5第3の3適合している。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		昭和48年に整備された施設であり、この度、大規模改修の実施予定ということで切り替えによるものではない。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか		該当なし。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           木造の施設整備を行う場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。         </div>		該当なし。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		建物付帯設備の給排水設備の耐用年数が16年となっており、5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		Uターン・ターン等による移住及び市街地からの転入も見込まれる。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）         </div>		農山漁村振興交付金費用対効果算定要領に基づき算定されている。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか         </div>		3.1となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容：実施要領別表の「簡易給排水施設」に該当 事業実施主体：農林漁業者等が組織する団体である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		上記、団体及び汎用性の無い施設である。

施設等の利活用計画が作成され、その利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		該当なし。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。		該当なし。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか		該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		該当なし。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。		該当なし。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		該当なし。
事業費積算等は適正か		本事業の施設は、集落への生活用水及び農業用水の安定供給を図るための必要給水量を設定した設計となっている。
過大な積算としていないか		同上
建設・整備コストの低減に努めているか		同上
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		該当なし。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		組合所有の敷地である。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興交付金実施要領の別紙6(平成28年4月 日付け28農振第 号農林水産省農村振興局長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林		該当なし。

水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記の第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか		
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)		該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)		該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		該当なし。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか		該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		該当なし。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		組合積立金及び組合員負担金により精算。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		市の財務規則に準じ、指名競争入札により施行業者を選定する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		組合により維持管理を実施。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		維持管理費として組合会計にて計上。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		組合年次会計にて策定。(事業費1,000万以下)
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		該当なし。
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)		他の事業への重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか		生産振興を主たる目的としていない
他の施策(強い農業づくり交付金等)において交付対象となる施設等ではないか		他の施策において交付対象となる施設ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。